

広島地方労働審議会
令和8年度第1回
広島県電気機械器具製造業
最低工賃専門部会

日 時 令和8年4月17日（金）15時00分～

場 所 広島合同庁舎2号館7階4号会議室

広島地方労働審議会 令和8年度 第1回
広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会
議 事 次 第

令和8年4月17日（金）

1 開 会

2 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について

ア 審議の進め方について

イ 工賃の改正について（状況に応じ個別協議を実施）

3 その他

今後の審議日程について

令和8年度 第1回
広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会
資料目次

日時 令和8年4月17日（金）15:00

場所 広島合同庁舎2号館7階4号会議室

資料No. 1	広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿	P. 1
資料No. 2	広島県電気機械器具製造業最低工賃改正の要否について	P. 2
資料No. 3	広島県電気機械器具製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）	P. 4
資料No. 4	最低工賃改正決定手続フローチャート	P. 5
資料No. 5	広島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程	P. 6
資料No. 6	広島地方労働審議会最低工賃専門部会小委員会運営規程	P. 9
資料No. 7	家内労働法（抜粋）	P. 11
資料No. 8	厚生労働省組織令	P. 16
資料No. 9	地方労働審議会令	P. 17
資料No. 10	広島地方労働審議会運営規程	P. 19
資料No. 11	広島県電気機械器具製造業最低工賃（現行）	P. 21
資料No. 12	令和7年度 広島県電気機械器具製造業最低工賃家内労働実態調査結果（抜粋）	P. 22
資料No. 13	広島県電気機械器具製造業最低工賃の推移	P. 24
資料No. 14	電気機械器具製造業の品目工程別・局別比較表	P. 25
資料No. 15	消費者物価指数 広島市 2026年（令和8年）2月分（抜粋）	P. 28
資料No. 16	広島県最低賃金額の推移（平成14年度～令和7年度）	P. 32

「広島県電気機械器具製造業最低工賃」改正の要否について

1 最低工賃の改正等について

最低工賃は、現在、「第15次最低工賃新設・改正計画」に基づき、2年を周期として実態調査を行い、改正の要否を検討している。

第15次計画の初年度である令和7年度は、「電気機械器具製造業」及び「既製服縫製業」が検討対象である。

2 令和7年実態調査結果について

- (1) 令和7年の委託者数は15者であり、うち最低工賃が適用される工程を委託している委託者数は6者(40%)であった。令和2年以降、委託者数は15者で変化はないが、平成29年から令和7年の間で、最低工賃適用工程に係る委託者数は5者ないし7者の範囲で、委託者全体に占める割合は3割から5割の範囲で変動している。
- (2) 令和7年の家内労働者数は455人で、うち最低工賃適用工程に従事する家内労働者数は2割に当たる105人、令和5年調査時から89人増加している。平成29年から令和7年の間で、家内労働者数は387人から472人の範囲で変動し、うち最低工賃適用工程に従事する家内労働者数は16人から105人の範囲で、家内労働者全体に占める割合は0.3割から2割の範囲で変動している。なお今回、最低工賃適用工程に従事する家内労働者が大幅に増加した要因は、新規把握した委託者2者が、それぞれ67人と34人の家内労働者に業務委託していたことが判明したためである。
- (3) 最低工賃適用工程の支払工賃最少額は、全ての工程において1.5倍から3倍、最低工賃額を上回っている。
- (4) 最低工賃適用工程については、工程によって、平成29年以降委託が行われていなかったが今回は委託が認められたもの、あるいは令和5年まで委託が行われていたが今回は委託が認められなかったものがある。また、平均工賃単価の推移については、工程によって、令和5年調査時点より減額となっているもの、増額となっているものがあり、中には平成29年調査時点より減額となっているものもある。
- (5) 最低工賃適用工程以外の作業は34種類、従事している家内労働者数は200人である。
- (6) 電気機械器具製造業を取り巻く景況感等
景況感については、製造量の減少傾向、材料費・人件費の上昇等により厳しい旨の意見が大半である。最低工賃については、「引上げが必要である」旨の意見がある一方で、「景況感から、現状維持が望ましい」旨の意見がある。

3 全国の最低工賃改正の状況について

広島県以外に電気機械器具製造業関連の最低工賃を設定している都道府県は1都17県あり、令和7年度の改正は1都6県、改正後3年以内は7県、改正後4年から7年経過が1県、改正後18年以上経過が3県である。

他県と比較した広島県の最低工賃額については、工程・規格等が一致していない可能性はあるが、ワイヤーハーネスに係る工程は概ね均衡が保たれており、基板及び基板以外に係る工程は低い設定となっている。

4 最低工賃改正等の経過について

当該最低工賃の発効日である平成15年5月24日以降、平成16年から令和5年の間に8回の実態調査を実施したうえで広島地方労働審議会に結果報告を行い、いずれも改正諮問の見送りが了承されている。

なお、令和5年には、実態調査結果から、業務量の減少による厳しい状況があること、委託者数と家内労働者数が減少していること、前回調査と比較して平均工賃額が大きく上昇している状況にないこと等から、改正諮問を見送りたい旨の報告をしている。

5 改正諮問等に係る判断について

改正諮問等にかかる判断は、以下のとおりである。

- (1) 最低工賃適用工程に係る委託者数、家内労働者数の動向から、当該最低工賃については、未だ廃止を検討する段階ではないこと。
- (2) 最低工賃適用工程の支払工賃最少額は、全ての工程において最低工賃額を上回っているが、平均工賃単価は、過去の調査時点と比較し、全体としては大きく上昇している状況ではないこと。
- (3) 全国の電気機械器具製造業関連の最低工賃について、改正後18年以上が経過している県はわずか3県であり、その他都県の多くは3年以内に改正されており、広島県と工程・規格等が一致していない可能性はあるものの、広島県より高い最低工賃額の設定が認められること。
- (4) 委託者の景況感は、概ね厳しい意見で占められているが、最低工賃の引上げは必要との意見もあり、家内労働者の意見にも工賃単価の引上げを求めるものがあること。
- (5) 本最低工賃は、平成15年以降、改正諮問が見送られているが、物価高騰や広島県最低賃金の引上げとのバランスに留意する必要があること。
- (6) 以上を総合的に勘案し、今回は、当該最低工賃の改正諮問を行うこととした。

写

広労発基 0123 第 1 号

令和 8 年 1 月 23 日

広島地方労働審議会

会長 村上 恵子 殿

広島労働局長

宮原 真太郎

広島県電気機械器具製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、広島県電気機械器具製造業最低工賃（平成 15 年広島労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

最低工賃改正決定手続フローチャート

広島労働局長

(改正の必要性を実態調査結果を踏まえ総合的に判断する)

- ・家内労働法第 10 条に基づく改正諮問

広島地方労働審議会

- ・家内労働法第 21 条第 1 項に基づく専門の調査審議機関である専門部会の設置

最低工賃専門部会の設置

- ・工賃、工程等の具体的内容について審議
- ・広島地方労働審議会運営規程第 9 条により、審議した結論を広島地方労働審議会会長名で答申

審議会意見(答申)要旨の公示(15 日間)

- ・家内労働法第 9 条により、広島地方労働審議会の意見(答申)要旨を公示
- ・家内労働者又は委託者は、公示の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出る。

家内労働者又は委託者の異議申出

- ・公示期間中、異議の申出があった場合、専門部会において再審議

広島労働局長の改正決定

改正決定の公示(官報に掲載)

- ・家内労働法第 12 条第 2 項

効力発生(30 日経過又はそれ以後の指定する日)

広島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、広島地方労働審議会最低工賃専門部会（以下「専門部会」という）の議事に関し、家内労働法、厚生労働省組織令、地方労働審議会令及び広島地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により、広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合も含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会において家内労働法及び地方労働審議会令に基づいて議決を行ったときは、広島地方労働審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、会議の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程の施行期日は、平成29年5月30日とする。

改正 令和5年2月28日

広島地方労働審議会最低工賃専門部会小委員会運営規程

第1条 広島地方労働審議会最低工賃専門部会（以下「部会」という。）における審議の円滑化に資するため、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、部会の議決により、広島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程第3条に基づき広島地方労働審議会最低工賃専門部会小委員会を設置するものとする。

第2条 小委員会の構成は、公益代表委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員、それぞれ2名とし、各側代表委員は各側からの推薦に基づいて部会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第3条 小委員会は、部会長が招集するものとする。

2 会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて部会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

3 小委員会は、座長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第4条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。

第5条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は

一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第6条 会議において審議した結果、必要と思われる事項については部会において報告するものとする。

第7条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

改正 令和5年6月5日

○家内労働法 [昭和 45 年 5 月 16 日 法律第 60 号]

(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

- 2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、洗浄、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。
 - 二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けすることを約すること。
- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
 - 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託するものをいう。
 - 4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同郷の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。
 - 5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 第一項第一合に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
 - 二 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

～中略～

第二章 委託

（就業時間）

第四条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

～中略～

第三章 工賃及び最低工賃

（工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

～中略～

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めると

- きは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用され

ている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について

準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

～中略～

第五章 家内労働に関する審議機関

第十九条及び第二十条 削除

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第二十二条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(後略)

○厚生労働省組織令（政令第 317 号 平成 13 年 9 月 27 日）

第 516 条の 2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

- 2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成 4 年法律第 90 号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号、第 44 条、第 45 条及び第 47 条の規定に限る。）港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
 - 三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第 1 号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって 2 以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）の定めるところによる。

附則（平成 13 年 9 月 27 日政令第 317 号）

（委員の任期に関する経過措置）

第 3 条 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一 地方家内労働審議会
- 二 地方労働基準審議会

○地方労働審議会令 [平成 13 年 9 月 27 日 政令第 320 号]

(名称)

第 1 条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第 3 条 委員は、労働者（家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第 3 項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第20条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第4項から第7項までに規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事の関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

広島地方労働審議会運営規程

- 第1条 広島地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、広島労働局長の請求があったとき、会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、広島労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 広島労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び広島労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合も含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、

個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度広島労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを広島労働局長に送付しなければならない。

第9条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会があらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第10条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第11条 部会に属する委員及び臨時委員のうち労働者を代表とするもの及び使用者を代表とするものは、各同数とする。この場合において、部会に属するべき委員のうち、労働者を代表とするもの及び使用者を代表とするものは、異なる数とすることができる。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

改正 平成25年12月18日

改正 令和3年11月4日

広島県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
広島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額	
ワイヤー ハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、2回半巻きのもの	1か所につき	65銭
	コネクタの挿入(コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。)	自動車用で、長さが1,500ミリメートル以下の電線について行うもの	1か所につき	41銭
		自動車用で、長さが1,500ミリメートルを超える電線について行うもの	1か所につき	47銭
		自動車用以外の電線について行うもの	1か所につき	29銭
基板	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1個につき	52銭
	はんだ付け(手はんだによるものに限る。)	集積回路及びコネクタについて行うもの	1か所につき	30銭
		集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの	1か所につき	56銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け(手はんだによるものに限る。)		1か所につき	1円

- 4 効力発生の日
平成15年5月24日

(14) 品目・工程別支払工賃及び平均工賃額(委託者集計)

(第14表)

品目	工程	規格	現行最低工賃 (円)	委託 者数	従事 家内 労働 者数	工賃単価 (円)		工賃単価の 最低工賃比		平均工賃 単価 (円)	1時間当 たりの平均作 業量
						最少額	最高額	最少額	最高額		
ワイヤーハー ネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、2回半巻きのもの	1か所に 0.65	1	16	1.00	1.00	1.54	1.54	1.00	400.0
	コネクタの挿入 (コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。)	自動車用で、長さが1,500ミリメートル以下の電線について行うもの	1か所に つき 0.41	1	57	0.875	1.00	2.13	2.44	0.937	600.0
		自動車用で、長さが1,500ミリメートルを超える電線について行うもの	1か所に つき 0.47	1	57	1.00	1.00	2.13	2.13	1.00	500.0
		自動車用以外の電線についても行うもの	1か所に つき 0.29	3	92	0.80	100.00	2.76	344.83	5.13	267.4
基板	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1個に つき 0.52	—	—	—	—	—	—	—	—
	はんだ付け (手はんだによるものに限る。)	集積回路及びコネクタについて行うもの	1か所に つき 0.30	1	1	0.45	0.81	1.50	2.70	0.65	670.0
		集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの	1か所に つき 0.56	—	—	—	—	—	—	—	—
基板以外	部品とリード線のはんだ付け (手はんだによるものに限る。)		1か所に つき 1.00	2	2	3.00	8.80	3.00	8.80	6.05	128.50

注)・平均工賃単価、1時間当たりの平均作業量については、委託者からの回答を用い、複数の委託者がある場合は平均を算出した。

延べ
計 9者 225人

純計 6者

	作業内容	金額(円)		平均額	労働者数
		最高額	最低額		
1	ケーブルアセンブリ (組立、はんだ付け)	100	1,000	150	13
2	低圧配電制御機器 部品組み合わせ	1.90	2.70	2.20	7
3	低圧配電制御機器 部品袋入れ	3.20	8.50	4.30	3
4	ヒーター巻線	2.50	13.00	3.74	4
5	半田ごて 組立	1.00	13.00	4.64	25
6	予備はんだ はんだ槽でのリード線予備はんだ	4.20	12.10	7.41	2
7	包装・梱包	1.00	8.40	3.41	17
8	部品袋入れ、その他	0.50	20.00	3.79	34
9	銘板加工貼り付け	0.85	1.80	1.00	3
10	リード線 (Assy)ハウジング挿入	5.00	5.50	5.00	6
11	付属品袋入れ	1.80	2.30	2.00	2
12	部品にチューブを通す	0.65	0.65	0.65	3
13	電子部品加工 (リードカット)	0.45	0.45	0.45	3
14	電子部品のリード曲げ加工	0.45	0.45	0.45	3
15	教材の部品の袋入れ	1.00	1.00	1.00	3
16	バッテリーボルト、ナット組込	1.00	1.00	1.00	1
17	ALAX組立	4.62	14.83	—	8
18	プランジャー組立	2.42	2.42	2.42	1
19	ケース、カバーへボタン付け、スポンジ貼り	1.54	3.30	—	3
20	基盤へリード線を半田付け	5.72	9.13	—	5
21	ケースへワイヤー組込	30.80	30.80	30.80	1
22	コネクタへスタンプ押し	0.88	0.88	0.88	1
23	ネジへナット掛け	0.88	0.88	0.88	5
24	端子圧入れネジ締め	3.85	7.70	—	2
25	端子圧入手ネジ	11.88	18.70	—	1
26	端子台半田付け・成形・メイバン貼り	13.09	27.61	—	3
27	速結アースシール	1.10	1.10	1.10	1
28	一時送りシール貼り付け	0.80	0.80	0.80	1
29	回路銘板加工	4.10	4.10	4.10	1
30	銘板大師貼り付け	1.00	1.00	1.00	1
31	スリーブ通し	0.30	0.30	0.30	11
32	防水栓入れ	0.40	0.40	0.40	11
33	チューブ入れ	0.50	0.50	0.50	11
34	収縮	1.50	3.00	2.25	4

合計 200

広島県電気機械器具製造業最低工賃の推移

資料No. 13

品目	工程	規格	S59.4.26 新設	S62.7.1 発効	H2.5.13 発効	H4.10.25 発効	H6.12.30 発効	H9.2.7 発効	H11.3.21 発効	H13.5.18 発効	H15.5.24 発効
積算電力計用コイル	巻線	線径が1.2mmで巻き方が3層で24回の眼鏡巻きのもの	1個につき 9円45銭	1個につき 10円							
ノーヒューズ遮断機	消弧室組立（グリッドを組み合わせて油圧プレスにてかしめる事を言う）	グリッドが6枚でバリア1枚のもの			1個につき 4円20銭	1個につき 4円62銭					
自動車燃料ポンプ用コイル	仕上げ（巻始め口出線へのチューブ挿入、巻終わり口出線に係るからめ、被膜剥離、リード線への巻付け及びはんだ付け、はんだ付けの箇所へのチューブ挿入、粘着テープ挿入、粘着テープ外装巻付け、拭取り用ウエス切断並びに粘着テープ切断の作業を言う）		1個につき 9円60銭	1個につき 10円30銭	1個につき 11円33銭	1個につき 12円50銭	1個につき 12円80銭	1個につき 13円30銭	1個につき 13円75銭		
トランス	手作業によるコア詰め	Eコア（横23mm、縦15mm、厚さ7mmもの）とIコア（横23mm、縦3mm、厚さ0.7mmのもの）を12枚ずつ重ねるもの	1個につき 18円20銭								
		長さが35mm以上60mm以下のもので、厚さが0.4mm以下のものを24枚から30枚詰めるもの		1個につき 12円							
基板	ビス締め	手締めのもの	1か所につき 70銭								
		機械しめのもの	1か所につき 36銭								
	部品の挿入	2本のリードについて行うもの		1個につき 40銭	1個につき 44銭	1個につき 48銭	1個につき 48銭	1個につき 50銭	1個につき 51銭	1個につき 52銭	1個につき 52銭
	はんだ付け（手はんだによるものに限る）	集積回路及びコネクタについて行うもの	1か所につき 42銭	1か所につき 45銭	1か所につき 48銭	1か所につき 53銭	1か所につき 53銭	1か所につき 55銭	1か所につき 56銭	1か所につき 30銭	1か所につき 30銭
集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの									1か所につき 56銭	1か所につき 56銭	
基板以外	部品とリード線のはんだ付け（手はんだによるものに限る）								1か所につき 1円	1か所につき 1円	
ワイヤーハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30mmで、2回半巻きのもの	1か所につき 50銭	1か所につき 55銭	1か所につき 60銭	1か所につき 60銭	1か所につき 62銭	1か所につき 63銭	1か所につき 64銭	1か所につき 64銭	1か所につき 65銭
	コネクタの挿入（コネクタの指定の位置にリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むものを言う）	自動 車用	長さが1,500mm以下の電線	1個につき 20銭	1か所につき 22銭	1か所につき 24銭	1か所につき 40銭	1か所につき 40銭	1か所につき 41銭	1か所につき 41銭	1か所につき 41銭
		長さが1,500mmを超える電線					1か所につき 45銭	1か所につき 45銭	1か所につき 46銭	1か所につき 46銭	1か所につき 46銭
自動車用以外の電線について					1か所につき 25銭	1か所につき 26銭	1か所につき 27銭	1か所につき 28銭	1か所につき 29銭	1か所につき 29銭	

電気機械器具製造業の品目工程別・局別比較表

資料No.14

局	品目	工程	規格	単位	最低工賃	発効日
広島	ワイヤーハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで2回半巻きのもの	1か所	65銭	H15.5.24
神奈川	コネクタ	束線(コネクタに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう。)	—	1か所	1円74銭	H30.4.26

局	品目	工程	規格	単位	金額	発効日	100単位金額
広島	ワイヤーハーネス	コネクタの挿入(コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。)	自動車用で長さが1500ミリメートル以下の電線について行うもの	1か所	41銭	H15.5.24	41円
			自動車用で長さが1500ミリメートルを超える電線について行うもの	1か所	47銭	H15.5.24	47円
			自動車用以外の電線について行うもの	1か所	29銭	H15.5.24	29円
青森	コネクタ	差し(コンタクトをインシュレーターに差し込むことをいう)	1端子ごとに差すもの	100端子	28円45銭	R5.5.1	
			連続端子となっているもの	100回	61円14銭	R5.5.1	
岩手	ワイヤーハーネス	コネクタ端子差し(電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子	37銭	R7.6.1	37円
			自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子	32銭	R7.6.1	32円
宮城	コネクタ	差し(コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。) ※補足説明:シールド線は電磁ノイズを防ぐために外部からの影響を遮断する構造を持つケーブルの一種であり、リード線は単に電気回路に接続するために用いられる導線そのものを指す。	シールド線について行うもの	1ピン	61銭	R7.6.27	61円
			リード線について行うもの	1ピン	47銭	R7.6.27	47円
福島	コネクタ	差し	電線に末端を取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう	1端子	36銭	R5.5.1	36円
茨城	リード線又はシールド線	端子加工(リード線又はシールド線の端子をハウジング(カプラー又はコネクタ)に差し込むことをいう) ※補足説明:コネクタとは電氣的接続を行う部品全体を指し、ハウジングはコネクタの金属端子を固定・保持する絶縁体(プラスチック製ケースなど)を指す。	—	1ピン	55銭	R7.9.1	55円

栃木	コネクタ	差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう)	リード線について行うもの	1ピン	51銭	R6.4.20	51円
群馬	コネクタ	差し(コネクタの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピン	61銭	R7.7.17	61円
東京	コネクタ	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	—	1端子	91銭	R7.8.2	91円
神奈川	コネクタ	差し(コネクタの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1か所	58銭	H30.4.26	58円
			1しんのシールド線について行うもの	1か所	63銭	H30.4.26	63円
			2しんのシールド線について行うもの	1か所	66銭	H30.4.26	66円
富山	コネクタ	差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	—	1端子	30銭	R5.4.28	30円
山梨	コネクタ	差し(リード線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	—	1端子	56銭	R5.4.22	56円
長野	自動車用ワイヤーハーネス	コネクタ差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	長さが50センチメートルを超え2メートル以上の電線について行うもの	1ピン	60銭	R6.4.25	60円
兵庫	ワイヤーハーネス(リードコネクタ)	ハウジング入れ(カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子	51銭	H18.3.10	51円
			51センチメートルを超える電線について行うもの	1端子	56銭	H18.3.10	56円
熊本	ワイヤーハーネス	カプラー差し(電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。)	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本	55銭	R5.4.22	55円
島根	ワイヤーハーネス	差し(カプラーの指定の位置に電線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1端子	40銭	H15.7.6	40円
大分	ワイヤーハーネス	差し(カプラーに電線の端末に取付けられた端子を差し込む。)	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本	52銭	H12.9.15	52円
鹿児島	ワイヤーハーネス	カプラー差し(電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。)	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本	58銭	R7.4.3	58円

局	品目	工程	規格	単位	金額	発効日
広島	基盤	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1個	52銭	H15.5.24
茨城	プリント基板	コンデンサー、ダイオード等のリード線の基板への差し込み	リード線が2本のもの	1個	64銭	R7.9.1
埼玉	印刷回路基板	差し	2端子の部品について行うもの	1個	92銭	R7.5.10
		差し及び曲げ		1個	1円24銭	
東京	プリント基板	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個	1円47銭	R7.8.2
		部品の差し、折り曲げ及び切り	2本のリード線について行うもの	1個	2円83銭	
		ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個	2円88銭	
			足の本数が30本以上のもの	1個	3円67銭	
長野	プリント基板	差し(手作業で行うものに限る)	リード線が2本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの	1個	89銭	R6.4.25
兵庫	印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個	92銭	H18.3.10
		部品の差し、曲げ及び切り		1個	1円37銭	
神奈川	印刷回路基板	部品差し	1本の端末について行うもの	1個	63銭	H30.4.26
			2本のリード線について行うもの	1個	99銭	
			3本のリード線について行うもの	1個	1円21銭	

局	品目	工程	規格	単位	金額	発効日
広島	基板	はんだ付け(手はんだによるものに限る。)	集積回路及びコネクタについて行うもの	1か所	30銭	H15.5.24
			集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの	1か所	56銭	H15.5.24
東京	プリント基板	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ	2本のリード線について行うもの	1個	6円79銭	R7.8.2

局	品目	工程	規格	単位	金額	発効日
広島	基盤以外	部品とリード線のはんだ付け(手はんだによるものに限る。)		1か所	1円	H15.5.24
宮城	シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末を半田付けすることをいう。)	1芯のものについて行うもの	1か所	2円04銭	H7.6.27
埼玉	リード線	はんだ付け(リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの、併せて付属作業を行うものを含む)	線径0.5ミリメートルのもの	1点	3円28銭	R7.5.10

2020年基準

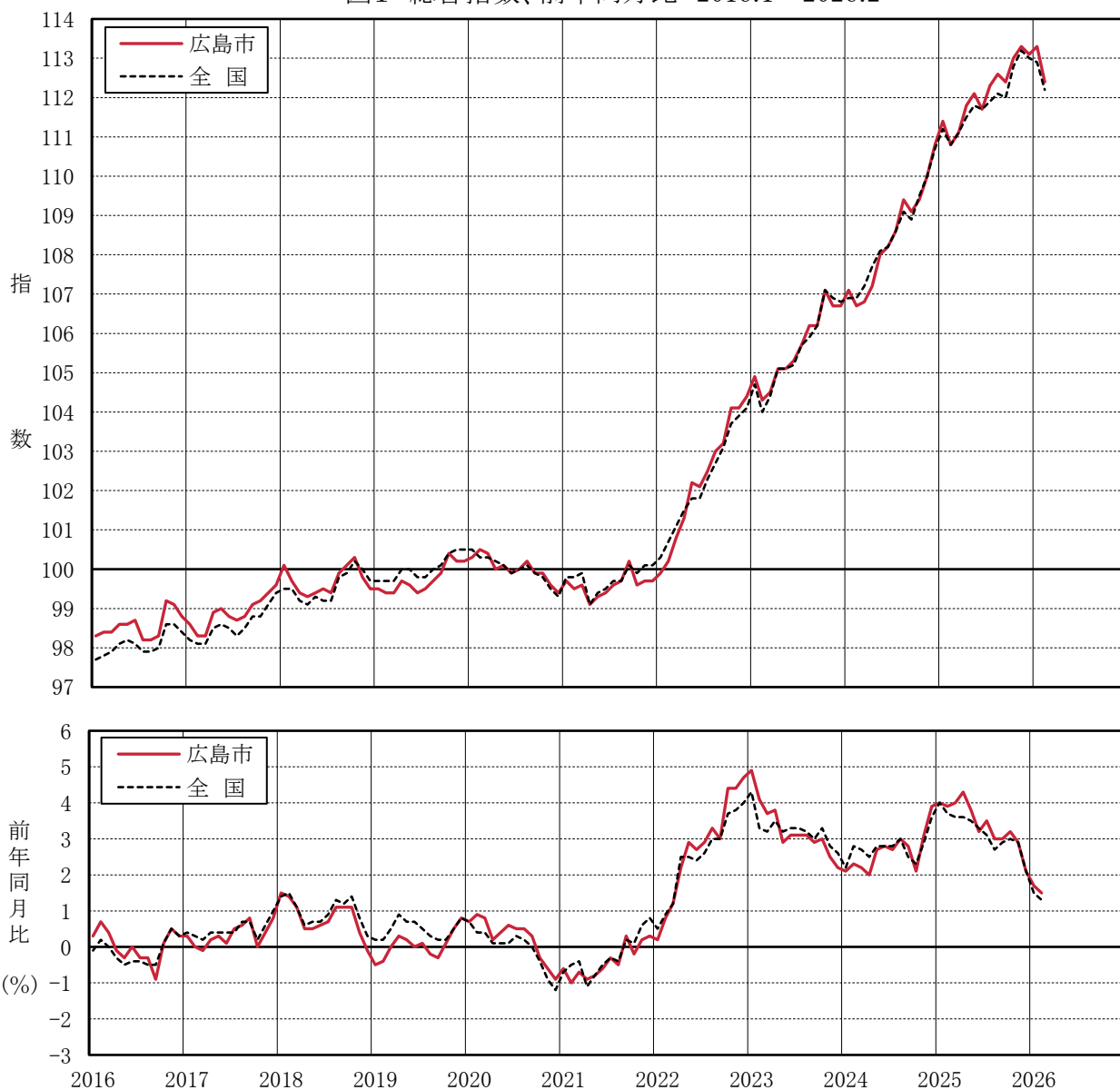
消費者物価指数

(小売物価統計調査結果)

2026年(令和8年)2月分

広島市 総合指数	112.4	(2020年=100)
前年同月比	1.5 %	前月比 ▲ 0.8 %

図1 総合指数、前年同月比 2016.1~2026.2



【広島市の消費者物価指数】 2026年2月 (2020年=100)

1 概況

	指数	前年同月比 (%)	ポイント	前月比 (%)	ポイント
総合指数	112.4	1.5	52 か月連続の上昇	▲0.8	2か月ぶりの下落
生鮮食品を除く総合指数	111.5	1.8	52 か月連続の上昇	▲0.7	2か月ぶりの下落
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	111.9	2.8	47 か月連続の上昇	0.0	前月と同水準

図2 総合指数、前年同月比の推移 2023.1～2026.2

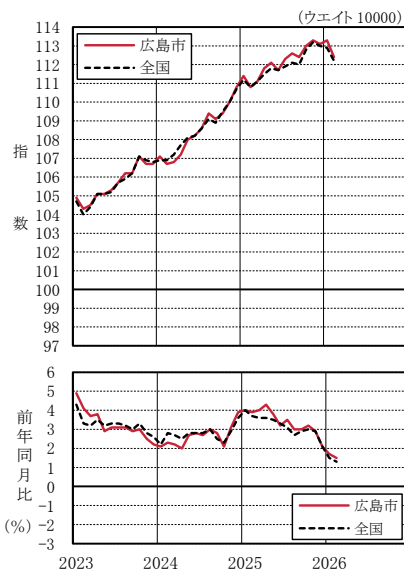


図3 生鮮食品を除く総合指数、前年同月比の推移 2023.1～2026.2

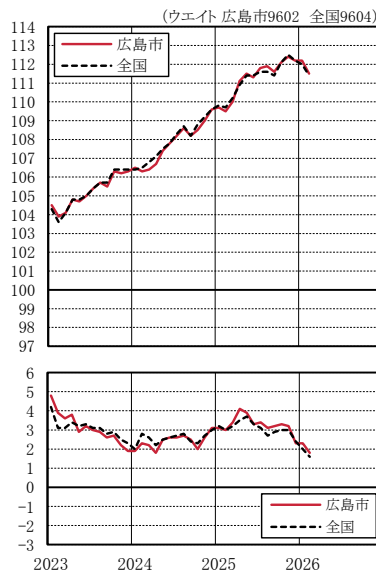
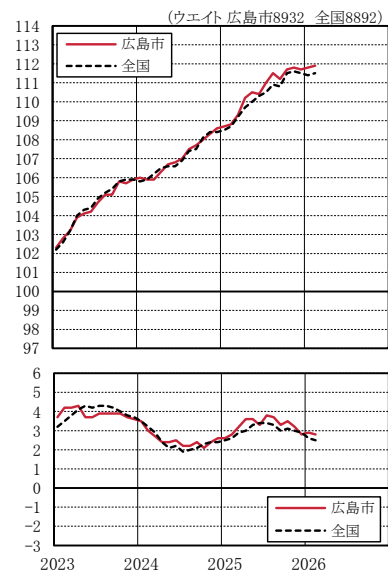


図4 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数、前年同月比の推移 2023.1～2026.2



2 前年同月との比較

～食料は上昇 光熱・水道は下落～

表1 10大費目指数、前年同月比、寄与度

原数値	総合	食料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	エネルギー
指数	112.4	130.9	135.1	130.2	105.6	101.6	119.4	111.3	102.1	99.4	100.9	114.7	108.5	106.5
前年同月比 (%)	1.5	4.0	▲5.1	5.9	1.2	▲6.6	1.2	4.2	0.0	0.1	▲2.8	2.0	2.7	▲10.0
寄与度	1.5	1.18	▲0.26	1.44	0.23	▲0.42	0.05	0.15	0.00	0.02	▲0.09	0.19	0.17	▲0.71

(注1) 寄与度は、物価全体(総合)の上昇(下落)に、各費目がどれだけ影響したかを示したものである。

本来、寄与度の合計は、総合指数の前(年同)月に対する変化率となるが、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(注2) エネルギーは、光熱・水道のうち電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油と交通・通信のうちガソリン。

表2 総合指数の前年同月比に寄与した主な内訳

上 昇		下 落	
中分類 (主な品目)	寄与度	中分類 (主な品目)	寄与度
魚介類(ぶり等)	0.22	電気代(電気代)	▲0.31
通信(通信料(携帯電話)等)	0.20	野菜・海藻(キャベツ等)	▲0.25
穀類(うるち米(コシヒカリを除く)等)	0.19	自動車等関係費(ガソリン等)	▲0.20
菓子類(チョコレート等)	0.19	授業料等(高等学校授業料(公立)等)	▲0.15
調理食品(焼き魚等)	0.18	ガス代(都市ガス代等)	▲0.10

第1-1表 10大費目指数

年 月	総 合			生鮮食品を除く総合			生 鮮 食 品 及 び エネルギーを除く総合			食料(酒類を除く)及び エネルギーを除く総合		
	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)
2022年 平均	102.3	-	2.7	102.0	-	2.5	100.5	-	1.3	99.2	-	0.3
2023年	105.6	-	3.3	105.2	-	3.1	104.4	-	3.9	101.6	-	2.4
2024年	108.4	-	2.6	107.8	-	2.4	107.0	-	2.5	103.6	-	2.0
2025年	112.1	-	3.4	111.3	-	3.3	110.6	-	3.3	105.4	-	1.8
2023年 1月	104.9	0.5	4.9	104.5	0.2	4.8	102.3	0.1	3.7	100.2	0.1	2.6
2	104.3	▲0.5	4.1	103.9	▲0.5	3.9	102.8	0.5	4.2	100.4	0.2	2.8
3	104.5	0.2	3.7	104.1	0.2	3.6	103.2	0.4	4.2	100.8	0.3	2.9
4	105.1	0.6	3.8	104.8	0.7	3.8	103.9	0.7	4.3	101.2	0.4	2.8
5	105.1	0.0	2.9	104.7	▲0.1	2.9	104.1	0.2	3.7	101.4	0.1	2.0
6	105.3	0.1	3.1	105.0	0.3	3.2	104.2	0.0	3.7	101.2	▲0.2	2.0
7	105.7	0.4	3.1	105.4	0.3	3.0	104.7	0.5	3.9	101.8	0.6	2.2
8	106.2	0.5	3.1	105.7	0.3	2.9	105.1	0.4	3.9	102.1	0.3	2.3
9	106.2	0.0	2.9	105.5	▲0.2	2.6	105.1	0.0	3.9	102.0	▲0.1	2.1
10	107.1	0.9	3.0	106.3	0.8	2.7	105.8	0.6	3.9	102.5	0.4	2.4
11	106.7	▲0.4	2.5	106.2	▲0.2	2.2	105.7	▲0.1	3.7	102.5	0.0	2.2
12	106.7	▲0.1	2.2	106.3	0.1	1.9	105.9	0.2	3.6	102.5	0.1	2.4
2024年 1月	107.1	0.4	2.1	106.5	0.2	1.9	106.0	0.1	3.5	102.8	0.2	2.5
2	106.7	▲0.4	2.3	106.3	▲0.1	2.3	105.9	▲0.1	3.0	102.5	▲0.2	2.1
3	106.8	0.1	2.2	106.4	0.1	2.2	105.9	0.0	2.7	102.7	0.1	1.9
4	107.2	0.4	2.0	106.7	0.3	1.8	106.3	0.4	2.4	103.2	0.5	2.0
5	108.0	0.7	2.7	107.4	0.6	2.5	106.7	0.3	2.4	103.4	0.2	2.0
6	108.2	0.2	2.8	107.8	0.3	2.6	106.8	0.2	2.5	103.4	0.1	2.2
7	108.6	0.4	2.7	108.2	0.4	2.6	107.0	0.2	2.2	103.6	0.1	1.8
8	109.4	0.7	3.0	108.6	0.4	2.7	107.5	0.4	2.2	104.1	0.5	1.9
9	109.1	▲0.3	2.8	108.2	▲0.4	2.5	107.7	0.2	2.4	104.1	0.0	2.0
10	109.4	0.3	2.1	108.5	0.3	2.0	108.0	0.3	2.1	104.2	0.1	1.7
11	110.0	0.5	3.1	109.0	0.4	2.6	108.3	0.2	2.4	104.2	0.1	1.7
12	110.8	0.7	3.9	109.6	0.6	3.1	108.6	0.3	2.6	104.5	0.2	1.9
2025年 1月	111.4	0.5	4.0	109.7	0.1	3.1	108.7	0.1	2.6	104.3	▲0.1	1.5
2	110.8	▲0.5	3.9	109.5	▲0.2	3.0	108.8	0.1	2.8	104.4	0.0	1.8
3	111.1	0.3	4.0	110.0	0.5	3.4	109.3	0.4	3.2	104.8	0.4	2.0
4	111.8	0.6	4.3	111.1	0.9	4.1	110.2	0.8	3.6	105.4	0.6	2.1
5	112.1	0.3	3.8	111.5	0.4	3.9	110.5	0.3	3.6	105.4	0.0	1.9
6	111.7	▲0.3	3.2	111.3	▲0.2	3.3	110.4	▲0.1	3.3	105.2	▲0.2	1.7
7	112.3	0.6	3.5	111.8	0.5	3.4	111.0	0.6	3.8	105.6	0.4	2.0
8	112.6	0.3	3.0	111.9	0.1	3.1	111.5	0.4	3.7	106.0	0.4	1.9
9	112.4	▲0.2	3.0	111.6	▲0.3	3.2	111.2	▲0.2	3.3	105.8	▲0.2	1.6
10	113.0	0.5	3.2	112.1	0.4	3.3	111.7	0.5	3.5	106.2	0.4	1.9
11	113.3	0.3	2.9	112.4	0.3	3.2	111.8	0.0	3.2	106.0	▲0.1	1.7
12	113.1	▲0.1	2.1	112.2	▲0.2	2.3	111.7	▲0.1	2.8	106.0	0.0	1.5
2026年 1月	113.3	0.2	1.7	112.2	0.1	2.3	111.8	0.2	2.9	106.0	0.0	1.6
2	112.4	▲0.8	1.5	111.5	▲0.7	1.8	111.9	0.0	2.8	106.1	0.0	1.6
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

(注1)生鮮食品…生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

(広島市)

2020年=100

食料	生鮮食品		住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	エネルギー
	生鮮食品	生鮮食品を除く食料										
105.3	109.1	104.7	101.8	116.0	104.2	101.4	98.5	93.4	100.2	102.7	101.8	122.4
114.0	116.5	113.5	103.3	108.8	112.9	104.3	99.5	95.1	102.0	106.2	103.3	116.0
119.3	125.2	118.2	103.7	109.6	118.7	107.1	100.5	96.5	103.4	112.2	104.8	117.2
127.8	133.0	126.8	105.1	112.1	120.6	110.8	102.3	99.9	100.9	114.3	106.5	120.7
110.0	114.7	109.2	103.3	127.1	107.1	102.8	99.1	94.0	100.0	102.6	102.4	132.8
111.0	114.2	110.4	103.4	112.6	108.1	102.8	99.3	94.0	100.0	103.1	102.5	118.6
111.3	113.4	110.9	103.3	110.7	109.4	104.3	99.2	94.3	100.9	103.7	102.6	116.8
112.3	111.4	112.5	103.3	111.3	111.1	105.1	99.2	94.0	102.6	105.7	103.0	117.6
113.4	115.3	113.0	103.1	106.3	113.0	105.1	99.7	94.0	102.6	105.6	103.5	112.7
113.3	111.0	113.7	103.1	109.5	113.5	104.5	99.8	94.1	102.6	104.4	103.7	116.1
114.1	113.9	114.2	103.4	106.9	115.0	102.3	99.5	95.5	102.6	107.1	102.8	114.1
115.4	118.8	114.7	103.1	104.1	114.0	101.8	99.5	96.4	102.6	110.0	103.5	113.0
116.0	122.5	114.9	103.3	101.3	113.4	105.1	99.8	96.4	102.6	108.1	103.5	110.8
117.8	126.2	116.3	103.3	106.0	117.6	105.4	99.8	96.5	102.6	108.0	103.8	114.2
116.7	120.3	116.0	103.5	105.0	116.7	105.5	99.8	96.2	102.6	107.8	104.2	112.9
116.4	116.0	116.5	103.4	104.3	116.5	106.4	99.8	96.2	102.6	108.5	104.1	112.1
117.1	122.0	116.2	103.4	105.1	116.9	105.7	99.8	96.2	102.7	110.3	103.9	113.1
116.4	115.6	116.6	103.3	104.4	114.5	103.9	99.7	95.9	102.7	110.6	104.0	112.2
116.2	115.9	116.3	103.3	105.6	114.0	105.1	99.8	95.9	102.8	111.5	104.0	113.2
116.8	119.3	116.3	103.4	104.5	118.8	106.9	99.4	96.0	102.9	112.1	104.3	112.2
118.2	123.8	117.2	103.5	109.3	120.3	107.1	99.7	95.8	103.8	112.2	104.7	116.8
117.8	119.2	117.6	103.9	112.6	118.9	106.9	100.8	96.0	103.8	111.2	105.1	120.1
118.1	118.9	118.0	103.9	116.1	119.7	105.9	100.7	96.3	103.8	111.9	105.1	123.5
119.9	129.5	118.2	104.0	115.8	119.9	104.0	100.9	97.1	103.8	114.5	105.1	123.1
120.9	131.6	119.0	104.1	107.3	121.2	109.0	100.9	96.6	103.8	112.8	105.1	114.8
121.9	131.6	120.2	103.7	107.5	120.5	110.2	101.2	96.8	103.8	113.3	105.3	115.2
123.2	135.3	121.0	104.0	110.8	120.8	110.4	101.4	96.9	103.8	112.7	105.4	118.4
124.4	139.8	121.7	104.3	115.5	119.0	109.8	101.5	97.8	103.8	113.4	105.6	123.3
126.8	151.2	122.4	104.3	115.1	119.7	108.0	101.9	98.5	103.8	112.1	105.8	124.1
125.9	142.3	122.9	104.3	108.8	118.0	106.8	102.1	99.2	103.8	112.4	105.7	118.3
125.6	136.4	123.6	104.4	110.3	118.0	108.9	102.3	99.4	103.8	113.6	106.2	119.8
126.0	129.6	125.3	104.9	113.2	121.8	112.0	102.6	99.6	100.4	115.0	106.1	122.9
126.4	125.2	126.6	104.9	116.6	122.6	112.1	102.4	99.4	99.9	114.9	106.1	126.0
126.0	121.3	126.8	105.0	116.0	120.1	111.9	102.4	99.2	99.9	113.6	106.2	123.5
127.6	124.3	128.2	105.3	114.7	121.4	110.8	102.4	100.0	99.9	114.5	106.5	122.9
128.9	129.5	128.8	105.6	109.5	121.4	109.5	102.1	100.6	99.9	116.5	106.6	117.9
129.1	131.8	128.6	105.5	107.9	121.0	113.1	102.3	100.4	99.9	113.7	106.9	116.4
130.1	134.5	129.3	105.5	107.9	121.6	112.7	102.2	101.1	99.9	115.3	107.2	116.5
130.4	134.0	129.8	105.5	112.7	121.2	112.8	102.6	100.9	99.9	114.5	107.1	121.0
130.4	135.9	129.5	105.6	112.6	120.0	111.6	102.2	99.9	99.9	115.0	108.0	118.9
131.7	139.7	130.2	105.5	112.7	119.9	111.9	102.3	99.5	99.9	113.9	108.6	117.5
130.9	135.1	130.2	105.6	101.6	119.4	111.3	102.1	99.4	100.9	114.7	108.5	106.5

(注2)エネルギー…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

広島県最低賃金額の推移（平成14年～令和7年）

年 度	時間額（円）	日額（円）	引上額（円）	引上率（％）	発効年月日
平成14年度	644	—	1	0.16	H14.10.1
平成15年度	644	—	0	0.00	H14.10.1
平成16年度	645	—	1	0.16	H16.10.1
平成17年度	649	—	4	0.62	H17.10.1
平成18年度	654	—	5	0.77	H18.10.1
平成19年度	669	—	15	2.29	H19.10.28
平成20年度	683	—	14	2.09	H20.10.26
平成21年度	692	—	9	1.32	H21.10.8
平成22年度	704	—	12	1.73	H22.10.30
平成23年度	710	—	6	0.85	H23.10.1
平成24年度	719	—	9	1.27	H24.10.1
平成25年度	733	—	14	1.95	H25.10.24
平成26年度	750	—	17	2.32	H26.10.1
平成27年度	769	—	19	2.53	H27.10.1
平成28年度	793	—	24	3.12	H28.10.1
平成29年度	818	—	25	3.15	H29.10.1
平成30年度	844	—	26	3.18	H30.10.1
令和元年度	871	—	27	3.20	R1.10.1
令和2年度	871	—	0	0.00	R1.10.1
令和3年度	899	—	28	3.21	R3.10.1
令和4年度	930	—	31	3.45	R4.10.1
令和5年度	970	—	40	4.30	R5.10.1
令和6年度	1,020	—	50	5.15	R6.10.1
令和7年度	1,085	—	65	6.37	R7.11.1